

鶏肉のトレーサビリティシステムガイドライン策定委員会規約

制定 平成 19 年 2 月 14 日

1. 委員会の名称

鶏肉のトレーサビリティシステムガイドライン策定委員会（以下、委員会）とする。

2. 目的

鶏肉の生産、食鳥処理、荷受、小売までのトレーサビリティを確保するためのガイドラインを策定するため、ガイドラインの内容や普及の仕方等について検討を行うものとする。

3. 検討事項

- ・ガイドラインの内容について
- ・ガイドラインの活用及び普及について
- ・その他

4. 委員会の位置づけおよび構成

- (1) 委員会は、ユビキタスシステム開発検討委員会の部会として設立する。
- (2) 社団法人 食品需給研究センター（以下、センター）の理事長は、有識者に委員会委員を委嘱する。
- (3) 委員会の座長は、委員の互選によって選出する。

5. 委嘱期間

委員委嘱を承諾した日から、平成 19 年 3 月 29 日までとする。

6. 出席のための費用

委員会出席のための旅費・交通費および委員謝金について、センターの規程により支払うこととする。

7. 事務局

委員会の事務局を、社団法人 食品需給研究センターに設置する。